

令和8年度税制改正要望 の注目ポイント



税理士法人プロネットNext

令和8年度税制改正の主要要望項目

各省庁から、NISA制度の充実化、事業承継税制の承継計画の提出期限の延長、研究開発税制の拡充・延長などが要望された。例年なら、12月中旬に与党の「令和8年度税制改正大綱」が公表される予定だが、少数与党のため、政治の動向にも注目したい。

所得税	NISA制度の充実化
	セルフメディケーション税制の拡充
	住宅ローン減税等に係る所要の措置
	食事支給に係る非課税限度額の引上げ (参考)マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げ
資産税	事業承継税制の承継計画の提出期限の延長
	医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長
	教育資金一括贈与非課税制度の延長
	特定事業用資産の買換え特例の延長
	中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置(固定資産税)の創設
法人税	研究開発税制の拡充・延長(中小企業、大・中堅企業)
	大胆な投資促進税制の創設
	中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長
	地方拠点強化税制の拡充・延長
	オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

NISA制度の充実化

NISAの普及をさらに進め、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援するため、[つみたて投資枠の対象年齢等の見直し](#)や[対象商品の拡充](#)など、NISAの一層の充実が要望された。

NISAの概要			要望項目概要	
	成長投資枠	つみたて投資枠		
対象年齢	18歳以上	① 18歳以上	① こども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直し 若い層 [こども家庭庁が共同要望] ② 様々な資産運用ニーズに応えるための、対象商品の拡充等 若い層 現役層 高齢層 ③ 投資商品の入替をしやすくするための、非課税保有限度額の当年中の復活 現役層 高齢層	
非課税保有期間	無期限	無期限		
② 対象商品	上場株式・ETF・REIT・株式投資信託等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託等		
年間投資枠	240万円	120万円		
③ 非課税保有限度額	1,800万円 うち成長投資枠は1,200万円まで			

18歳未満も対象に

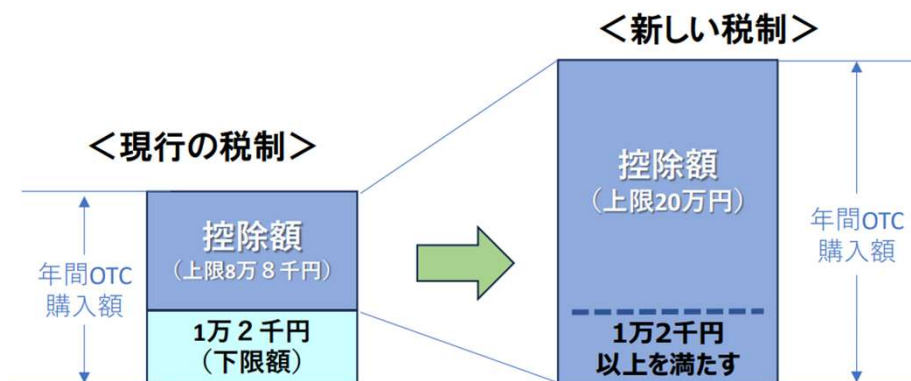
【出典】金融庁「令和8年度税制改正要望」に一部加筆

※上記のほか、「NISAに係る所在地確認の手続きの簡素化等」も要望された。

セルフメディケーション税制の拡充

限られた医療資源を有効に活用しながら、国民の健康づくりを促進することが重要であることから、セルフメディケーション税制を拡充し、令和9年から恒久化または継続することが要望された。

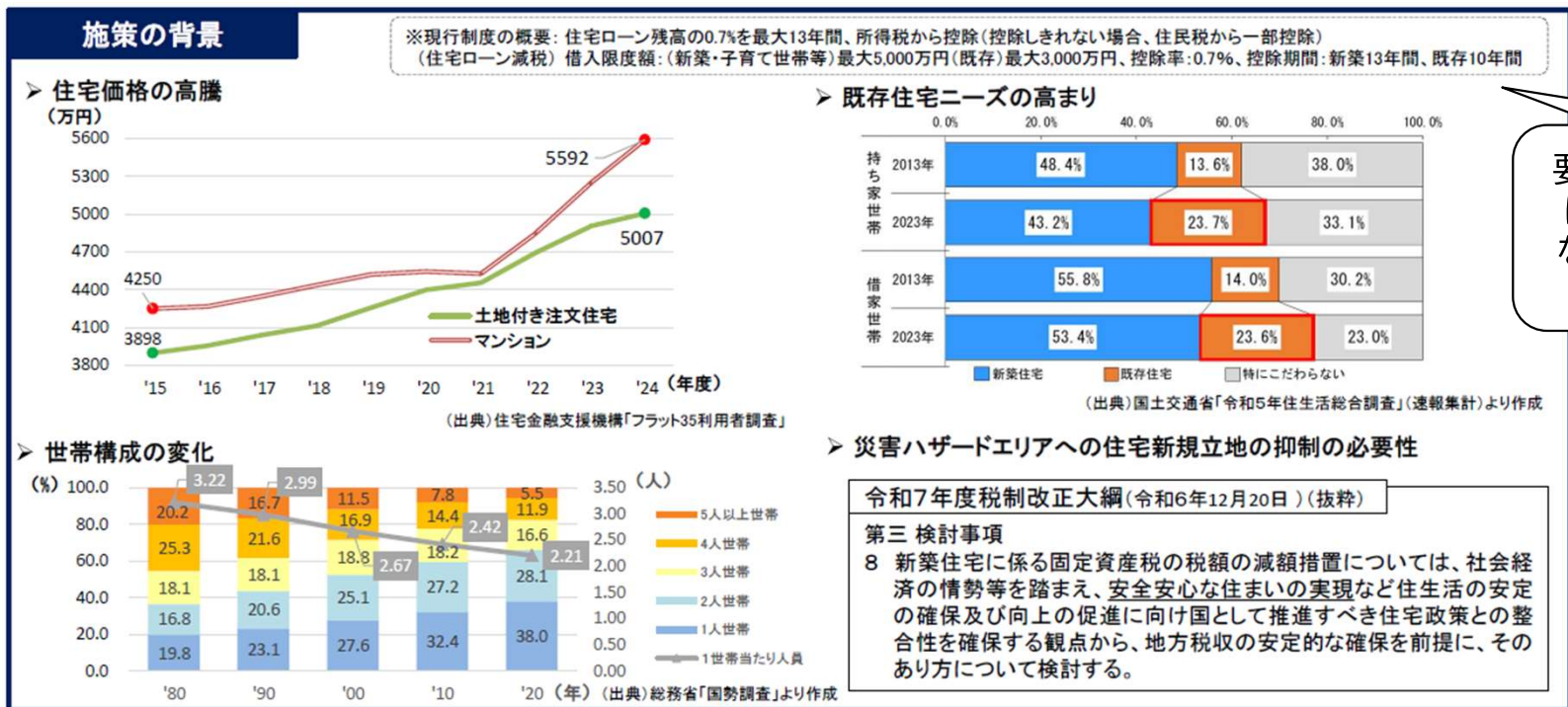
区 分	現 行	要 望
適用期限	令和8年末まで	令和9年からの恒久化または継続
税制の 対象範囲拡大	○スイッチOTC医薬品 ○医療費適正化効果が著しく高いと認められる 3薬効程度の非スイッチOTC医薬品	○ <u>医療費適正化効果が見込まれる非スイッチOTC医薬品や OTC検査薬等</u> を追加 ※胃腸薬・止瀉(ししゃ)薬・瀉下(しゃげ)薬・生薬のみからなる鎮咳去痰(ちんがいきよたん)薬、 新型コロナ・インフルエンザの検査薬などが追加候補に
所得控除額の 算出方法の見直し	税制対象医薬品の購入費－12,000円 (上限額88,000円)	① 購入費から差し引く下限額を12,000円から <u>0円</u> に引下げ ② 控除額の上限を88,000円から <u>20万円</u> に引上げ ③ 購入費は <u>12,000円を超えること</u> を利用条件に(少額還付抑制)



【出典】日本一般用医薬品連合会「セルフメディケーション税制改正要望などについて」

住宅ローン減税等に係る所要の措置

住宅取得環境の厳しい状況を踏まえ、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税や、新築住宅に係る固定資産税の減額措置等について、所要の措置を講じることが要望された。



要望では、特に住宅ローン減税について具体案が盛り込まれなかったことから、年末までの議論が注目される。

要望の概要

- 住宅価格の高騰等により住宅取得環境が厳しくなる中においても、多様化する居住ニーズへの対応、カーボンニュートラルなど、2050年に目指す住生活の実現に向けて、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。
- 併せて、新築住宅に係る固定資産税の減額措置等について、同様の観点から、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。

【出典】国土交通省「令和8年度税制改正要望」

食事支給に係る非課税限度額の引上げ

企業が従業員に提供する食事に対する所得税を非課税とする制度は、1984年以来、見直しが行われておらず、足元の物価上昇等を踏まえた非課税限度額の引上げが要望された。

現行制度

【適用期限：なし】

企業が従業員に提供する食事のうち、

1 従業員が**食事価額の50%以上**を負担

且つ

2 企業負担額が**月額3,500円以下**

1984年以来見直しの行われていない
3,500円の非課税限度額を見直す必要性

企業負担分を
従業員の**所得税計算上非課税**

【背景①】非課税限度額の推移
1975年 月2,500円で開始
1984年 月3,500円に引上げ
以後、**40年以上据え置かれている**。

【背景②】近年、**食事補助などの福利厚生**の充実が、従来の定期昇給・ベースアップ以外で実質手取りを増やせる「第三の賃上げ」として注目

現行制度の例

食費月 8,000円 { 従業員負担 : 4,500円
会社負担 : 3,500円

56.25%

4500円

43.75%

3,500円

会社負担の3,500円全額が
所得税**非課税**

要望内容

- 足元の物価上昇の状況等を踏まえ、本制度の非課税限度額の引き上げを行う。

【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

(参考)マイカー通勤手当の非課税限度額の引上げ

(1) マイカー通勤手当の非課税限度額

- 与党の「令和7年度税制改正大綱」(昨年12月)
「エネルギー価格が上昇する中、人事院による新たな調査が行われる際には、その結果に基づき、通勤手当の非課税限度額について迅速に見直しを行う。」
- 政府の「骨太方針2025」(今年6月)
「地方において利用率の高いマイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額は、2014年の見直し以降、ガソリン価格が上昇する中で、10年以上据え置かれている。」



- 8月に公表された「令和7年 人事院勧告」で人事院は調査結果を公表し、次のように通勤手当の改正案を提示した。
改正後の内容を参考に、マイカー通勤手当の非課税限度額も一定額引き上げられると予想される。

通勤手当

《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1) 「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

【出典】人事院「令和7年 人事院勧告」

事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

- ①「事業承継税制の特例措置」の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、[承継計画の確認申請\(提出\)の期限の延長](#)が要望された。
- ②事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、[事業承継のあり方](#)について検討を行うこととされた。

現行制度

【適用期限：法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末】

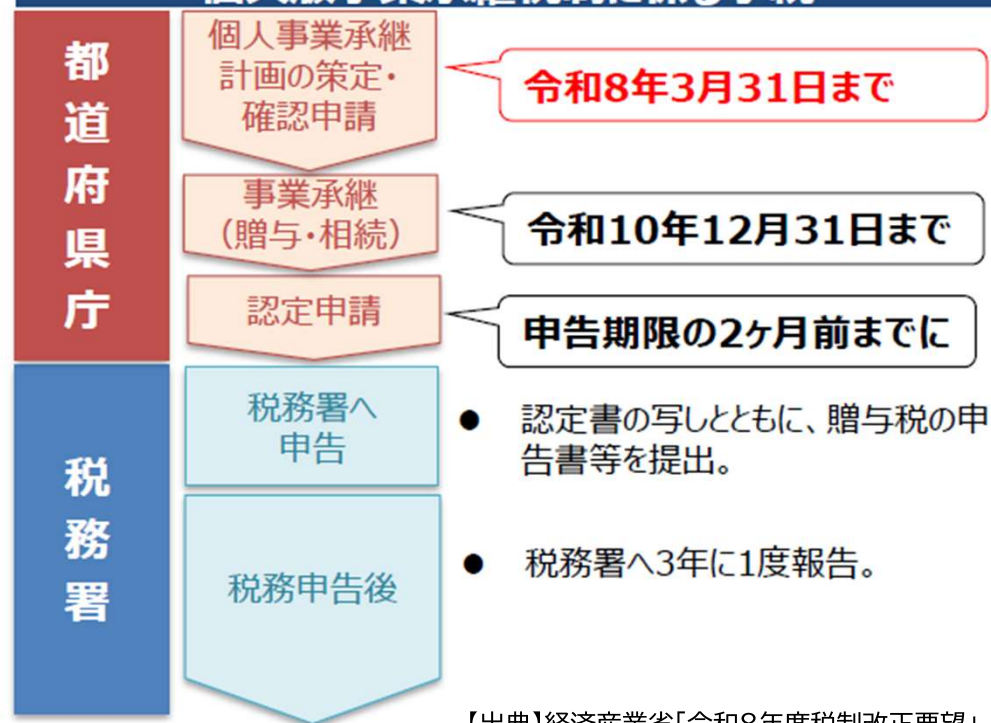
【承継計画の提出期限：法人版・個人版いずれも令和8年3月末】

①一定期間延長を要望

法人版事業承継税制に係る手続



個人版事業承継税制に係る手続



【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

医業継続に係る相続税・贈与税の 納税猶予等の特例措置の延長

「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、現状でも多くの「持分あり医療法人」が存在することから、さらに移行を促進する必要があるため、相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の3年延長が要望された。

<現行制度> 令和8年12月31日までの措置

3年延長を要望

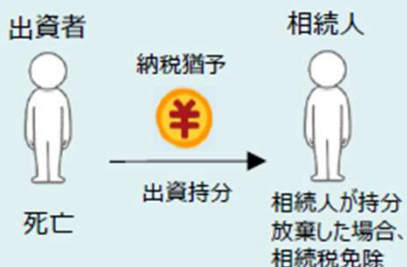
※認定医療法人制度を令和11年12月31日まで延長する法改正は、令和7年2月14日に衆議院へ提出した医療法案に盛り込み済



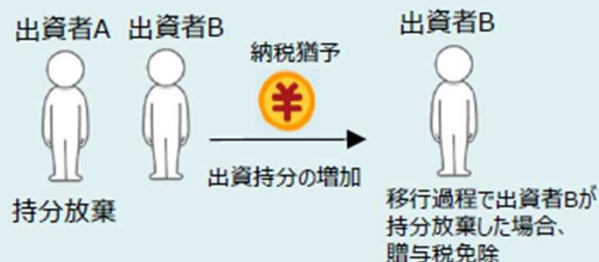
(参考)医療法人数
平成18年度末 約4.4万法人
うち、持分あり医療法人:約4.3万法人(98%)、持分なし医療法人:約0.1万法人(2%)
令和6年度末 約5.9万法人
うち、持分あり医療法人:約3.6万法人(61%)、持分なし医療法人:約2.3万法人(39%)

【認定医療法人のメリット】

① 相続税の納税猶予



② 出資者間の贈与税の納税猶予



③ 医療法人への贈与税の非課税



【出典】厚生労働省「令和8年度税制改正要望」



資産税

減税

教育資金一括贈与非課税制度の延長

教育資金に充てるために直系尊属が直系卑属を受贈者として金融機関と教育資金管理契約を結んだ場合に、受贈者1人につき1,500万円まで贈与税を非課税とする措置について、適用期限の3年延長が要望された。

区 分		教育資金一括贈与非課税制度	(参考)結婚・子育て資金一括贈与非課税制度
適用期限		令和8年3月31日まで ⇒ <u>3年延長</u> を要望 	令和9年3月31日まで 
贈与者		直系尊属(親や祖父母)	
受贈者	年齢条件	子・孫(30歳未満)	子・孫(18歳以上50歳未満)
	所得制限	合計所得金額1,000万円以下	
対象費用の例		入学金、授業料、塾、習い事	挙式費用、新居の住居費、引越し費用 不妊治療費、出産費用、子の医療・保育費
非課税限度額		1,500万円	1,000万円
贈与者 死亡時	残額の取扱い	残額すべてが相続税の課税対象 (23歳未満、学生等で課税価格5億円以下なら対象外)	残額すべてが相続税の課税対象
	2割加算	孫等への2割加算あり	
契約終了時	残高の取扱い	贈与税の一般税率で贈与税を計算	

(参考)信託利用実績の累計
【令和7年3月末時点】

契約件数:27万4,964件
信託財産設定額:2兆1,041億円

令和6年度
は6,782件

契約件数:8,101件
信託財産設定額:259億円

令和6年度
は314件

【出典】一般社団法人信託協会(令和7年7月8日)

特定事業用資産の買換え特例の延長

長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図るため、適用期限の3年延長が要望された。

要望の概要

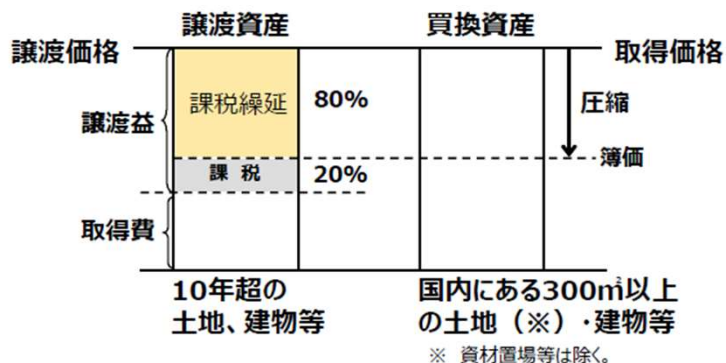
現行の特例措置

○【所得税・法人税】

長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合、譲渡した事業用資産の譲渡益について、原則 80%の課税繰延べ

要望内容

現行の特例措置を3年間(令和8年4月1日～令和11年3月31日)延長する。



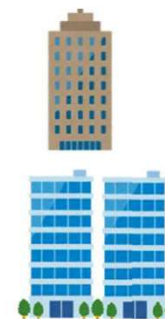
＜資産の所在に応じて繰延割合を変更＞

	譲渡資産	⇒	買換資産	繰延割合
①	三大都市圏外	⇒	三大都市圏内	75%
②	三大都市圏外	⇒	東京23区内	70%

本社移転の場合

③	三大都市圏外	⇒	東京23区内	60%
④	東京23区内	⇒	三大都市圏外	90%

活用イメージ



【出典】国土交通省「令和8年度税制改正要望」



資産税

減税

中小企業による研究開発投資拡大 に向けた特例措置(固定資産税)の創設

赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、「[中小企業による研究開発投資拡大に向けた特例措置\(固定資産税\)の創設](#)」が要望された。

■要望の内容

- ・適用期間：[2年間](#)(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
- ・特例措置：研究開発に係る機械装置等の設備投資を行った中小企業について、次の期間、[固定資産税を全額免除](#)
 - ① 試作品開発の用に直接供される資産を取得した場合：[5年間](#)
 - ② 量産技術開発または新製品開発の用に直接供される資産を取得した場合：[3年間](#)

【出典】総務省「令和8年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項(経済産業省)」をもとに作成

■中小企業向け税制措置

種 類	黒字企業	赤字企業、利益が少ない企業	
	税額控除によるインセンティブ		固定資産税減税によるインセンティブ
設備投資減税	中小企業経営強化税制 中小企業投資促進税制	—	先端設備導入による固定資産税特例 ※最低1.5%以上の賃上げ表明が必要
賃上げ減税	中小企業向け賃上げ促進税制	中小企業向け賃上げ促進税制 5年間の繰越税額控除制度 ※令和6年度税制改正で導入	
研究開発減税	中小企業向け研究開発税制 (中小企業技術基盤強化税制)	研究開発税制(次ページ参照) 税額控除の繰越制度の導入 【令和8年度要望】	中小企業による研究開発投資拡大 に向けた特例措置の創設 【令和8年度要望】

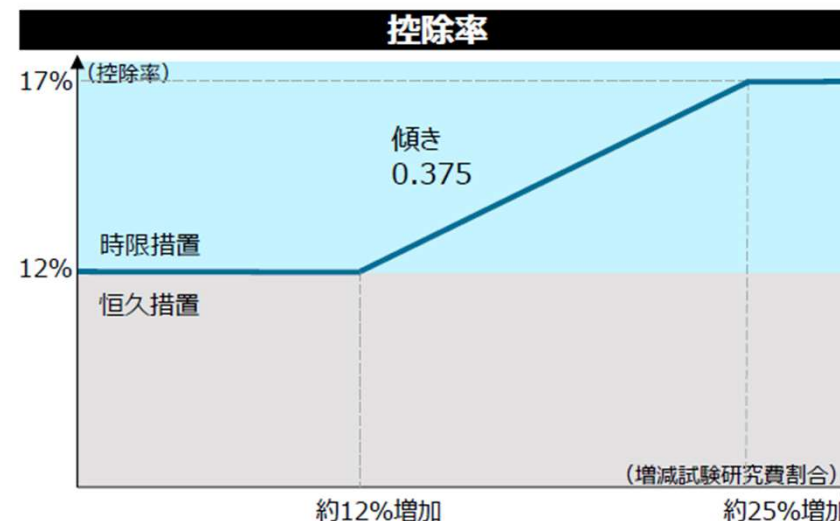
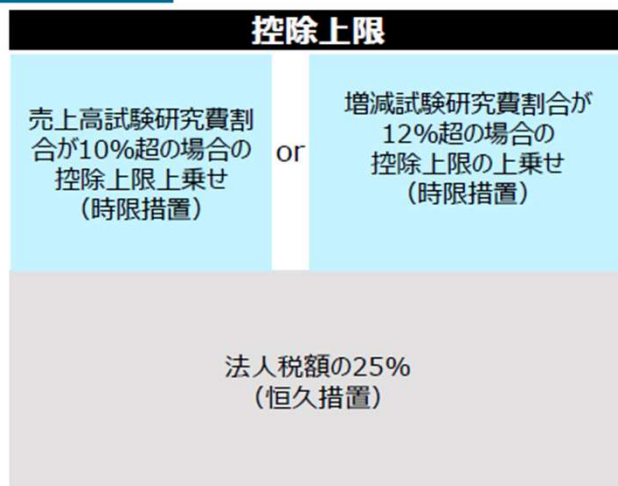
研究開発税制の拡充・延長① ～中小企業～

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、税額控除の繰越制度の導入や、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置の3年延長などが要望された。

現行制度

【時限措置の適用期限：令和7年度末まで】

3年延長を要望



要望内容

- ・ 控除率の見直し
- ・ 手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑等の周知）
- ・ OI型における中小企業向けの控除率について、上乗せ措置を設定

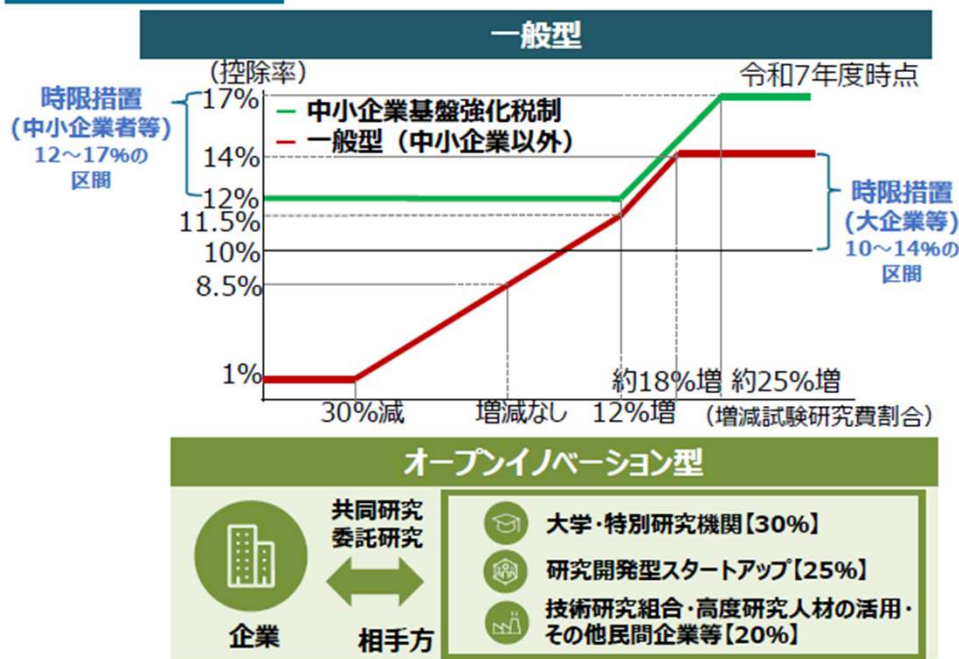
- ・ 税額控除の繰越制度の導入
- ・ 試験研究費の範囲の明確化
- ・ 時限措置の適用期限を3年間延長（令和10年度末まで）

【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

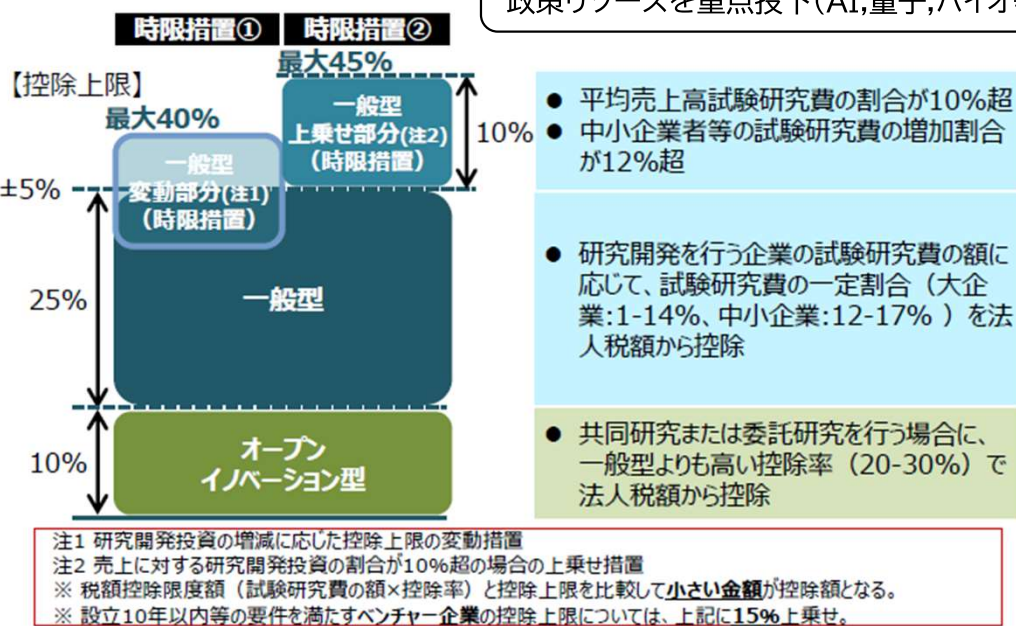
研究開発税制の拡充・延長② ～大・中堅企業～

日本の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要なことから、日本の戦略技術領域を対象とした**戦略技術領域型の創設**などが要望された。

現行制度



各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下(AI,量子,バイオ等)



- 平均売上高試験研究費の割合が10%超
- 中小企業者等の試験研究費の増加割合が12%超
- 研究開発を行う企業の試験研究費の額に応じて、試験研究費の一定割合(大企業:1-14%、中小企業:12-17%)を法人税額から控除
- 共同研究または委託研究を行う場合に、一般型よりも高い控除率(20-30%)で法人税額から控除

要望内容

- ・ 既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設し、重点化(控除率のインセンティブを強化・控除上限を別枠で措置)
- ・ OI型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加(控除率のインセンティブを強化)
- ・ 大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化
- ・ 税額控除の繰越制度の導入
- ・ 高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充
- ・ 中堅企業に対するインセンティブを強化
- ・ 試験研究費の範囲の明確化
- ・ 時限措置の適用期限の延長 等

大胆な投資促進税制の創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、**5年間で集中投資期間**と位置づけた上で、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制の創設**が要望された。

要望内容

- 産業構造の高付加価値化のための大胆な設備投資に対する税制措置を新たに創設する

(イメージ)



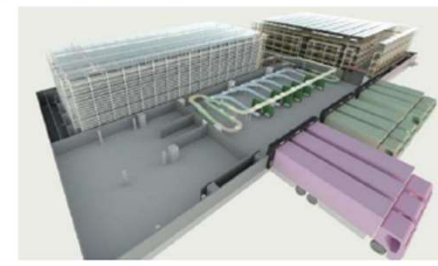
官民設備投資目標の達成に向けた大胆な成長投資を後押し



バイオ製薬への事業転換のための投資



ファクトリーオートメーションを導入した工場の新設



仕分け・ピッキングを自動化した物流倉庫の新設
(出典) 企業HP等

【背景①】2030年度に135兆円、2040年度に200兆円の新たな官民国内投資目標を設定。官民一体で国内投資の拡大と賃上げを継続

【背景②】米欧中などが国内投資促進政策を大幅に強化。国際情勢の不確実性が高まる中、国内成長投資の先送りが生じかねない状況

【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

中小企業者等の少額減価償却資産特例の延長

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合の特例措置について、償却資産の管理などの事務負担の軽減、事務処理能力や事務効率の向上を図るため、適用期限の2年延長が要望された。

現行制度 【適用期限：令和7年度末まで】

2年延長を要望

約66万社の中小企業が
本税制措置を活用

○適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除く

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ※	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)

← 合計300万円まで

※ 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等は300名以下が対象。

要望内容

- ・適用期限を2年間延長する。（令和9年度末まで）
- ・昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。

【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

地方拠点強化税制の拡充・延長

企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限の**2年延長**や、企業へのインセンティブを高めるため、**税額控除率の引上げ**(現行:移転型7%、拡充型4%からの引上げ)等が要望された。

①2年延長を要望

1. 地方拠点強化税制の概要

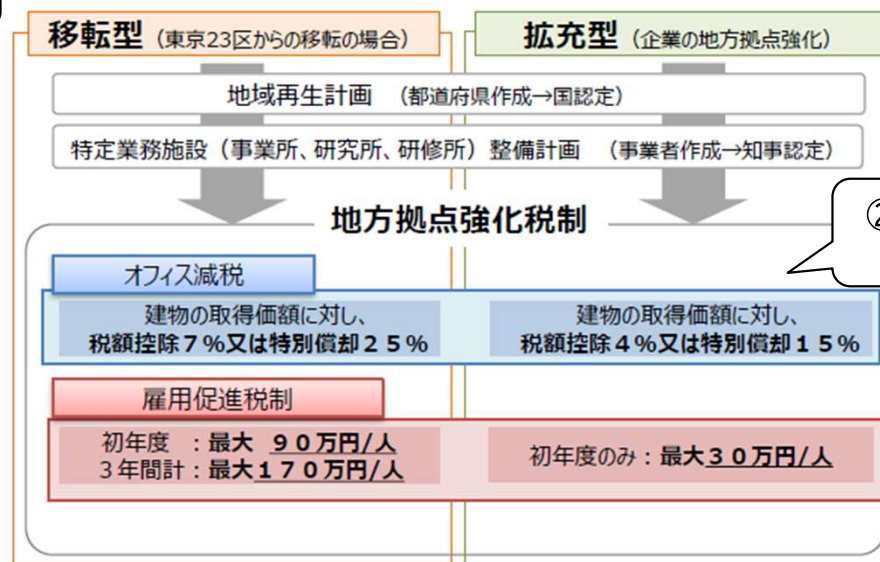
- 地方での雇用を創出するため、**企業の地方移転**又は**地方拠点の強化**を行う場合、税制優遇措置を講じる。
【適用期限：令和8年3月末】

2. 整備計画の認定状況 (令和7年6月末時点)

- 事業件数 **779件**
うち、本税制の適用実績(平成27～令和5年度)
【オフィス減税】**248件**
【雇用促進税制】**63件**
- 雇用創出人数 **33,052人**

3. 地方拠点強化税制の効果と課題

- テレワークやリモートワークによる従業員のワークライフバランスの向上やBCP対策等のメリットの浸透等により、**東京圏から地方移転した企業は令和6年度において過去最高であり、4年連続の転出超過。**
- 他方、**東京圏は転入者が転出者を上回る「転入超過」傾向**が長らく続いており、過度な東京圏への一極集中による弊害やリスクに鑑み、**国全体の持続的な発展のため、東京一極集中の是正に向けた人や企業の地方分散を図ることが必要。**
- このため、地方移転・拡充を検討する企業に対する**税制によるインセンティブ付け**とともに、**税制を補完する地方自治体等の施策との連動や好事例の普遍化**に取り組むことが必要。



②税額控除率の引上げを要望

【出典】内閣府「令和8年度税制改正要望」

オープンイノベーション促進税制の延長・拡充

- ①オープンイノベーション促進税制がスタートアップ投資の増加に貢献をしていると見込まれるため、適用期限の2年延長が要望された。
 ②大企業によるスタートアップへの投資を促進すべくM&A型のさらなる拡充も要望された。

現行制度

【適用期限：令和7年度末まで】

①2年延長を要望



対象法人：事業会社
 (国内事業会社又はその国内CVC)

	新規出資型	M&A型
対象株式	新規発行株式	発行済株式 (50%超の取得時)
株式取得 上限額	50億円/件	200億円/件
	年間500億円/社まで	
株式取得 下限額	大企業1億円/件 中小企業1千万円/件 ※海外スタートアップの場合、 一律5億円/件	5億円/件

株式取得額の25%を所得控除
 (成長に資するM&A時は発行済株式も対象)

資金などの経営資源

革新的な技術・ビジネスモデル



スタートアップ

(設立10年未満の国内外非上場企業)
 売上高研究開発費比率10%以上かつ赤字企業の場合
 設立15年未満の企業も対象、発行済株式を取得する場合
 (50%超の取得時)は海外スタートアップを除く

成長投資
 (研究開発、設備投資)

事業成長
 (売上高)

M&A型については、5年以内に
 成長投資・事業成長の要件
 を満たさなかった場合等には、
 所得控除分を一括取り戻し

②M&A型の
 さらなる拡充を要望

要望内容

- 適用期限を2年間延長する(令和9年度末まで)とともに、我が国におけるオープンイノベーションの更なる促進の観点から、M&A型の必要な拡充を図る。

【出典】経済産業省「令和8年度税制改正要望」

その他の主要要望項目

区 分	要望項目
所得税	○「生命保険料控除制度の拡充※」の恒久化等 ※令和8年分所得税の23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の2万円の上乗せ措置 ○暗号資産取引に係る課税の見直し(分離課税の導入など) ○金融所得課税の一体化(デリバティブ取引・預貯金等まで損益通算範囲を拡大)
資産税	○上場株式等の相続税に係る見直し ○死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ ○再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長
法人税	○カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の2年延長、要件の見直し ○パーシャルスピノフ税制(スピノフの実施の円滑化のための税制措置)の適用要件の見直し、恒久化 ○学校法人に係る指定寄附金制度の充実、手続の簡素化 ○地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設 ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の制度改善(適正化)に伴う所要の措置 ○企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃(または課税停止措置の3年延長) ○海外投資等損失準備金制度の2年延長 ○外国子会社合算税制の「課税範囲」「経済活動基準」「適用免除範囲(税率)」の見直しなど
土地・住宅税制	○居住用財産の買換え等に係る特例措置の2年延長(所得税・個人住民税) ○既存住宅のリフォームに係る特例措置の2年延長(所得税・固定資産税) ○土地の所有権移転登記等に係る特例措置の3年延長(登録免許税) ○低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置の3年延長(所得税・個人住民税) ○土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の3年延長(所得税、法人税)
その他	○車体課税の抜本見直し(①国内市場の活性化のための環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減、②カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方の見直し、③「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し) ○国境を越えたEC取引に係る消費課税のあり方の検討